

第三十四回国会 衆議院 農林水産委員会 會議録 第十一号

昭和三十五年三月十六日(水曜日)

午前十一時二十九分開議

出席委員

委員長 吉川 久衛君

理事秋山 利恭君 理事田口長治郎君

理事永田 亮一君 理事丹羽 兵助君

理事本名 武君 理事角屋堅次郎君

理事芳賀 貢君

今井 耕君 金子 岩三君

倉成 正君 坂田 英一君

笹山茂太郎君 田邊 國男君

高石幸三郎君 野原 正勝君

松岡嘉兵衛君 松田 鐵藏君

八木 徹雄君 保岡 武久君

赤路 友藏君 西ヶ久保重光君

中澤 茂一君 松浦 定義君

神田 大作君 中村 時雄君

出席政府委員

大藏政務次官 奥村又十郎君

農林政務次官 小枝 一雄君

農林事務官 齋藤 誠君

(大臣官房長)

農林事務官 坂村 吉正君

(農林経済局長)

水産庁長官 西村健次郎君

委員外の出席者

総理府事務官 佐々木喜久治君

(自治庁財政局理財課長)

大藏事務官 相沢 英之君

(主計官)

大藏事務官 高柳 忠夫君

(理財局地方資金課長)

農林事務局 太田 康二君

(農林経済局長)

農林事務官 日比野健児君

(農地局総務課長)

農林技官 中村 武夫君

(農地局建設部災害復旧課長)

農林事務官 林田悠紀夫君

(水産庁漁政部長)

農林技官 杉田 隆治君

(水産庁漁政部漁船保険課長)

専門員 岩隈 博君

三月十六日

委員中村時雄君辞任につき、その補

欠として受田新吉君が議長の名指で

委員に選任された。

本日の會議に付した案件

漁船損害補償法の一部を改正する法

律案(内閣提出第四三三號)

農林漁業金融公庫法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第四四號)

農林漁業災害に関する件

○吉川委員長 これより會議を開きま

す。

漁船損害補償法の一部を改正する法

律案を議題といたします。

質疑の通告がございますので、本

案に対する質疑はこれにて終了いたし

ます。

○吉川委員長 これより討論に入るの

であります。別に討論の通告もない

ようでありますから、直ちに採決に入

ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めま

す。

(賛成者起立)

○吉川委員長 起立総員。よって、本

案は原案の通り可決いたしました。

○吉川委員長 ただいま可決いたしま

した法律案につきまして、赤路友藏君

より、自民、社会及び民社共同提案に

かかる附帯決議を付すべしとの動議が

提出されております。

この際提出者よりその趣旨説明を求

めます。赤路友藏君。

○赤路委員 自由民主党、民主社会党

並びに日本社会党を代表いたしまし

て、私より、漁船損害補償法の一部を

改正する法律案に附帯決議を付すべし

との動議について、その趣旨を御説明

いたします。

案文を朗読いたします。

漁船損害補償法の一部を改正す

る法律案に対する附帯決議

(案)

政府は改正法による漁船損害補償

制度の円滑な運営を図るため左記の

各項目について遺憾のない措置を講

ずべきである。

記

一、漁業経営の実態等にかんがみ、

保険料の分納を必要とする漁船に

対しては、一定の条件の下に再保

険料の分割払制度を実施すること

ができるよう所要の法的措置を講

ずることについて、速かに調査に

着手すること。

二、前項の趣旨に沿い再保険料の分

割払制度が実現するまでの間、再

保険料の延滞金については、現行

の遅延利息の割合と系統金融機関

における現行最高預金金利との平

均利率を勘案して、適切にこれを

定めること。

三、漁船損害の発生を未然に防止

し、漁業経営の安定に資するた

め、漁船保険振興基金の如き一連

の積極対策を確立し、政府が強力

な援助を行なうことができるよう

所要の法的措置を講ずるよう検討

すること。

右決議する。

昭和三十五年三月十六日

衆議院農林水産委員会

以上でございますが、この趣旨につ

きましては、すでに本案審議の過程に

おいて委員各位の御了承の通りでござ

いますので、何とぞ皆さん方の御賛同

をお願いいたしまして、私の趣旨の説

明を終わります。

○吉川委員長 これにて趣旨説明は終

わりました。

これより、自民、社会及び民社共同

提案の附帯決議を付すべしとの動議に

ついて採決いたします。本動議に賛成

の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○吉川委員長 起立総員。よって、本

案に附帯決議を付することに決しまし

た。

○吉川委員長 次にお諮りいたしま

す。ただいま議決いたしました法律案

の委員会報告書の作成等につきまして

は委員長に御一任願いたいと思いま

す。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉川委員長 御異議なしと認め、さ

よう決定いたします。

なお、この際、ただいまの附帯決議

に対して政府の所見を求めます。小枝

政務次官。

○小枝政府委員 ただいま満場一致を

もって御決定になりました漁船損害補

償法の一部を改正する法律案に対する

御決議の趣旨につきましては、政府と

いたしましては、極力これを尊重いた

しまして善処をいたす所存でございま

す。

○吉川委員長 奥村政務次官。

○奥村政府委員 この漁船損害補償法

に基づいて、漁船保険組合、また政府

の漁船再保険特別会計が順調に育つて

参りましたことは、まことにけっこ

うなことと存じます。今回また一部改

正の法律案を満場一致で議決をいただ

きまして、それに附帯する決議案をこれ

また満場一致で議決をいただきまし

た。大蔵省といたしましては、当委員

会で慎重御審議の結果この決議案をお

きめになったのでありますから、御趣

旨を十分体して、実現するように努力

をいたしたいと存じます。ただ、三の

項目につきましては、御承知の通り、

すでに本年度の予算編成の際において

予算措置で一部実施することについて

しておりますので、なおその上に法的措

資金というものが大體中心になつて今まで動いてきておるのでございまして、そこで、長期の低利のものをどうするかというその面を解決するために、御承知のように農林漁業金融公庫というものが政府出資で設立をされておるといふような状況でございまして。そのほかに、あるいは農業改良資金であるとか、あるいは有畜営農資金であるとか、そういうふうないろいろのいわゆる制度金融と申しますか、というふうなものがございまして、これは、原資としては協同組合系統の内部にありまして金を使ひまして、これに對しまして政府が利子補給をする、あるいは債務保証をするといふふうな形で農業金融の欠陥を政府の力で補つて農業金融を円滑にしていくといふようなことが行なわれておるのでございまして。大體大ざっぱに申し上げますとそういうふうな三本建てで動いておるのじゃないかと考えております。

最近の状況で農民がどういふところからどういふ金を借りておるかということをお大ざっぱに当たってみますと、大體、農協系統から借り入れておられますものが四五%、それから、そのほかにはいわゆる長期の低利資金というものが大體一三・四%ございまして。そういう状況でありますか、かわらぬ、まだ現在でもいわゆる個人金融といふのが非常に多いのでございまして、個人金融が全体のうち二四%ございまして、それから、いろいろ金融の制度を政府としても整備いたしておりませぬ、かわらぬ、やはり實際問題としては現実に末端では個人金融といふものが二四%もあるといふことは、まだまだ金融の制度自体にも相当

欠陥があるのじゃないかといふふうな感じがしておるのでございまして、こういう点は、農業金融を實質的に改善いたしまして、農業に合うような、農業が利用できるような金融を實質的に固めるというふうなことが非常に大切なことじゃないかといふふうに考えておるのでございまして。

そういう問題は現在いろいろ検討中でございますけれども、なるたけ早く、少なくともこの次の三十六年度の予算編成までには私たちの農業金融の實際を少しはつきり固めるようにして、農民がほんとうに利用できるような金融の組織を整備したいといふことは、合理化したいといふ気持ちでいろいろ検討しておるところでございまして。

○西ヶ久保委員 答弁がだいぶ先のところまでいったんでございまして、今こうです。農林中金にしても、今問題になっておる農林漁業の金融公庫にしまして、先ほど提案説明にもありましたように、先ほどの金が出ながら、これが特殊な方向に重点的に流れるという傾向があるわけですね。これも、もちろん、趣旨といい、実態といい、けっこうでありますけれども、今経済局長も指摘されましたように、統計の上では二四%が個人金融でありますけれども、これは統計に出ない面がかなりたくさんあると思うのです。従いまして、実態として、私は、個人金融といふか、またこの高利金融といふか、かなり高利の金融があると思うのです。そのウェートを、私は、二四%ではなくてさらに上回っておると思うのであります、これがやはりそれで

なくとも零細企業で非常に困難な状態にある日本の農業経営に大きな影響を投げかけておると思ふのです。従いまして、ここで一点問題にしたいのは、これは金融の上からなかなか容易でないことはわかりませぬ。一応、金を貸す立場に立つと、第一に返済能力というものを問題にします、さらに、これがこげついた場合のことを問題にしますから、なかなか容易でないと思ふけれども、しかし、少なくとも、一般の金融機関でない、国が責任を持った金融機関であり、特に現在日本の農業の経営実態から見たいわゆる零細農民に對しては、ある程度回収能力が不安であつたりあるいはこげつくといふ危険性があつても、ほんとうに現在の日本の農業経営といふものを合理化していくためには、私はあえてその危険を冒す決意がなければならぬと思ふので、と、ところが農林中金にしまして、この公庫にしまして、依然としてそういう一般金融の形態が強く出ておるので、やはり、何と云つても回収が先に考えられるし、回収できなかつたときの責任問題とかが強く作用して、私も今指摘しているほんとうに金を借りなければならぬ階層に金が行かないで、むしろ自家資金でもできるような諸君のところへ、一般金融でもそうですが、資金がより多く流れるという実態は否定できないのです。私がどういふことを言う必要はないのです、指摘したいのは、何とか一つ、これは今ここですぐに中金の法律とかあるいは公庫の法律を改正しろといふことは言えないにしても、やっぱり農林省の経済局当局はそういう方向へこれを持っていく努力は必要だと私は思

うのです。経済局長、聰明に過ぎて、先の三十六年のことをおっしゃつたけれども、しかし、今あなたのおっしゃつた三十六年度に実現したいという気持ちはわかるけれども、ただ単にそれだけでは、私は非常に困難な問題が解決できぬと思ふ。私もこれは協力します。この委員会は、おそらく与野党を通じてこの問題解決にはだれも異存がないと思ふ。従つて、ぜひ農林中金なり——農林中金がむすかされれば、農林漁業金融公庫の組織あるいは法律を変えて、国が責任を持って、今言つた零細農民にこの金融が及ぶようにしなければならぬ。これは大きな金ではないと思ふのです。一戸当たりおそらく数万から数十万程度だと思ふのです、これも数が多ければ莫大な金になります、しかしながら、それをしなければ、先般指摘した、せつかく農業法人を認めてやっていたら、これは、これはやっぱり実効があつてこないと思ふのです。従いまして、くだいことは申しません、一つ、農林漁業金融公庫の法を改正して、そういう零細農民に直接資金を貸し付け得るような方向へ持つていくものかどうか。私もぜひ持つていくつもりです。あなたの方の立場からするといふいろいろな規制もありません、そういうような努力がもし当局でできますならば、農林委員会はおそらく全会一致でこれに協力すると思ふのであります、先ほどおっしゃつた三十六年度から抽象的に何かしたいといふことでなくて、そこまでいわゆる零細農民が直接こういう金を利用できるような方向へ持つていくだけの確信なり御努力ができていかうか、お伺いします。

○坂村政府委員 御趣旨は非常にごもつともございまして、現在の中金を中核といたしまして、現在の金融系統金融と、それから農林漁業金融公庫と、二つの大きな筋があるのでございまして、農林漁業金融公庫におきましては、法律の第一条にもございまして、農林漁業協同組合その他農業について一般の金融機関で貸せないもの、そういうふうなものを大體農林漁業金融公庫で片づけよう、こういうふうなつもりであつた公庫制度ができたわけでございます、公庫におきましては代替償却等もできるだけ見て、ある程度貸し倒れができて、これは政府の金でありますから、ある程度のことろはしようがないのだ、もちろん金融機関でございましてから回収ということも、前提になるのが建前でございますけれども、農業金融の特性からいまして、ある程度の貸し倒れ等は政府がめんどうを見なければならぬといふような体制で現在も動いておるわけでございます、代替償却のための積立金等も現在十分持つておるといふようなことで、どうしても回収できないものは償却していくようなところでそういう体制をとつておるわけでございます。

い、いわゆる公庫の場合には長期低利のものでございますが、一般の組合系統金融の場合におきましても、やはりその問題は当然考えなければいけない問題であらうと思ふのであります。今農業協同組合系統の中に余裕金が目に余るほど余つておつて、そういうことが農業に還元されたいといふところはどこにあるかといふことをいろいろ考えてみますと、やはり、金利の問題と、

治庁、大蔵省等にお伺いをいたしたいと思ひます。

御承知のように、昨年度の災害は累次に上りまして、特に臨時国会においては特別委員会も設置せられて、与野党超党派的に災害復旧のためにお互いに真剣に論議決定をして、この問題については処理して参ったわけでございますが、ただ、公共土木あるいは農地・農業用施設あるいは林道その他各般の問題にわたって参りますと、その後の災害復旧の経過から見ましていろいろ不十分な点等もありませんけれども、この間各省においていろいろ御尽力を願った点については感謝申し上げます。特別委員会の中でも論議された問題でございます。従来から災害が起るたびに問題になりますのは、一つには、農地・農業用施設あるいは林道等の問題については、いわゆる小災害の問題に対してどう処理するかということであったことは御承知の通りでございます。この問題については、昭和二十八年の十三号台風等の災害処理といたしましては、三万円以上十万円のものについては九割の助成ということに相なりましたけれども、これは査定事務能力の問題あるいはその他実際の処理の結果等について批判がございまして、これは小災害については起債に切りかえた方がよろしい、こういう経過になりました。昨年度の災害につきましてもそういう処理の仕方をしていただきました。つまり、法律案といたしましては、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律、こういうことで処理をいたし

まして、農地・農業用施設等の小災害につきましては第三条でこの処理がきまっておりますが、最近この起債の決定の最終段階に来ております経過等から見まして、この機会に関係各省からいろいろ従来の経過あるいは当面におけるこれからの処理の問題等についてお伺いする必要が起つて参ったわけでございます。

と申しますのは、この小災害の起債の問題については、昭和三十五年予算の決定段階においては、まだすべての災害地区の査定が終わっておられない段階において新年度予算をきめなければならぬ、こういうことから、実際に大蔵省で予定をいたしました起債額と、現実には査定が済みまして所要の起債額が出て参る過程において、当然そこにずれが起つて参る。これは、単に小災害の起債のみならず、過般私が本委員会において取り上げました、伊勢湾等高潮対策事業の二月に行なわれまます再調査等の問題についても同様な立場から問題を指摘したのでございますけれどもそのことはやはり、今日小災害の舞台においても起つてきておる。こういうことを考えさせられるのでございます。

そこで、小災害の起債の今日における処理の問題については、農林省、大蔵省並びに自治庁等から、今日の段階における事情についてまず簡単に答えを願ひたいと思ひます。

○日比野説明委員 農林省といたしましては、県その他を通じて起債の要請額をとっておりますが、大体三十億ちょっと出たところの数字が出ております。それで、当初予算のときと申し

ますかに自治庁の方と大蔵省と相談しましてきわめたワケは十七億でございますが、その間に数字が違つておりますので、目下自治庁と大蔵省とその調整について相談中でございます。

○高柳説明委員 ただいま農林省からお話のありましたように、総額につきましては、私の方の下部機関でございます財務局財務部を通じて具体的な申請書を受け付けておるわけでございます。その受け付けた申請書の大部分がようやく本省に到着しておるような状況でございます。その処理につきましましては、今お話のありましたように、これこれ三十億近い申請がございまして、ワケと申しますのは、地方債計画を、三十四年度の当初計画に對しまして、昨年の災害に伴ひまして復旧の關係の起債を百六十億追加して計画を訂正したわけでございます。その百六十億の中に農地等の小災害に充てようとする額を一億十七億と予定してあるわけでございまして、これは予算とは違ひまして大部分が政府資金でございますので、政府資金の割当準備と申しますか、そういったものとして地方債計画の中に小災害として十七億を準備してあるわけでございます。従ひまして、今お話の申請の総額が、法律で定められた適法な手続に従つてそれだけの資金を市町村が必要としたというところがはつきりいたしますれば、政府の資金としてはそれを追加するかどうかというその資金の手持ちの余裕の問題を預金部資金の中で検討いたしまして対処したいと思つております。ただ、もう一つ、これは私の所管ではございませぬが、大蔵省といたしましては一億十七億という地方債のワケで元利補給

を二年据え置きの十年償還という形ですることになっておりますが、将来の財政負担として一億十七億を別途に財政当局としては考えておる。それについて約倍近くも増額をするということになりますと、これは大蔵省内部でも主計局の方とも相談した上でないと、元利補給の問題がからんでおりますので、そういった点を考慮いたしまして今作業を進めております。やはり、年度末のことでございますので、今毎日超過勤務を課の者にもお願いして作業を鋭意進捗させておるような状況でございます。

○佐々木説明委員 私どもの方といたしましては、府県を通じて農林關係の小災害分の資料をとりまとめとめておるのでございますが、この資料中に若干土地改良等が施行する分も混在しておるのでございますが、現在市町村の施行いたすべき事業費として申請して参りました数字は、おおむね三十億程度というふうに予想いたしております。

○角屋委員 ただいま關係各省からそれぞれお話がございましたが、私どもお伺いをしておるところでは、大体小災害の起債額として市町村等から出て参つておる数字というのは約三十三億程度、それに対して、いわば、大蔵省といひますか自治庁といひますか、とにかく予定をしておる起債額の予定といたうのが大体二十八億程度、そういう二十八億程度の前提に立って昭和三十四年度に十七億の割り振りをやろう、こういうふうにお伺いをしておるわけですが、その辺のところはもう少し御説明願ひたいと思ひます。

○高柳説明委員 先ほども申し上げましたように、二十八億がいいか三十億が

いいのか、または十七億でいいのかという問題につきましては、目下事務を進めておりました、結論が出ておりません。従ひまして、本年度十七億、来年度十一億で二十八億という総額の両年度間の割り振りというふうなこともたまたまは考えておらないわけでございまして、もし十七億で足りないというふうな結果が出現して、預金部資金といたしまして当該年度に処置できるというふうになれば、何も二年度にわたる必要もないと思ひますが、これはなお全体の数字を見たとて裁量の方を考えたと思つております。

〔委員長退席、丹羽(兵)委員長代理着席〕
○角屋委員 私ども、たとえば、伊勢湾台風の非常に被害の激甚地区であった愛知県、三重県、岐阜県、こういう三県のうちで、三重県の本問題に對する例を見て参りますと、農林の小災害の起債の査定状況として、県の事業費に對する査定額として四億六千五百五十七万円、実際に法律に基づいて、被害激甚地区については九割、あるいは、被害激甚地区でない地区については、農地については五割、農業用施設については六割五分、あるいは林道については六割五分、こういうふうないろいろな計算をやりまして集積をした起債許可予定額が四億六千六十万円、こういうことに相なつて参りまして、それに基づいて、昭和三十四年度の配付予定額が二億三百六十万円、昭和三十五年の配付予定額が一億九千八百万円、こういうふうな、県の方あるいは市町村の方としても、大体こういうことと申すのであつても、自治庁の第一次査定も大体そういうことで認められた、こういうふうな考えでございまして、こ

